Article 41
Depositary and languages

1. The Secretary-General of the United Nations is designated depositary of this Convention.

2. The original of this Convention, of which the Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts are equally authentic, shall be deposited with the Secretary-General of the United Nations.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned plenipotentiaries, being duly authorized thereto by their respective Governments, have signed this Convention.

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第二十二号

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書

前文

この議定書の締約国は、

人（特に女性及び児童）の取引を防止し、及びこれと戦うための効果的な行動が、そのような取引を防止し、そのような取引を行う者を処罰し、及びそのような取引の被害者を保護するための措置（そのような被害者の国際的に認められた人権を保護することによるものを含む。）を含む包括的かつ国際的な取組を被害者が所在していた国、通過する国及び目的地である国において必要とすることを宣言し、

人、特に女性及び児童に対する搾取と戦うための規則及び実際的な措置を含む種々の国際文書が存在するにもかかわらず、人身取引のあらゆる側面を取り扱う普遍的な文書が存在しないという事実を考慮し、

そのような文書が存在しない場合には、人身取引の被害を受けやすい者が十分に保護されないことを憂慮し、

国際連合総会が、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な国際条約を作成すること並びに特に女性及び児童の取引を取り扱う国際文書の作成について討議することを目的とする政府間特別委員会（すべての国が参加することができるもの）を設置することを決定した千九百九十八年十二月九日の国際連合総会決議第百十一号（第五十三回会期）を想起し、

人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し、及び処罰するための国際文書により国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足することは、そのような犯罪を防止し、及びこれと戦うために有益であると確信して、

次のとおり協定した。

Ⅰ　一般規定

第一条　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係

1　この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。

2　同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。

3　第五条の規定に従って定められる犯罪は、同条約に従って定められる犯罪とみなす。

第二条　目的

この議定書は、次のことを目的とする。

(a)　女性及び児童に特別の考慮を払いつつ、人身取引を防止し、及びこれと戦うこと。

(b)　人身取引の被害者の人権を十分に尊重しつつ、これらの者を保護し、及び援助すること。

(c)　(a)及び(b)に規定する目的を実現するため、締約国間の協力を促進すること。

第三条　用語

この議定書の適用上、

(a)　「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

(b)　(a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。

(c)　搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。

(d)　「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

第四条　適用範囲

この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って定められる犯罪であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の被害者の保護について適用する。

第五条　犯罪化

1　締約国は、故意に行われた第三条に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2　締約国は、更に、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a)　自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、1の規定に従って定められる犯罪の未遂

(b)　1の規定に従って定められる犯罪に加担する行為

(c)　1の規定に従って定められる犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為

Ⅱ　人身取引の被害者の保護

第六条　人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供

1　締約国は、適当な場合には、自国の国内法において可能な範囲内で、人身取引の被害者の私生活及び身元関係事項を保護する。この保護には、特に、そのような取引に関連する法的手続を秘密のものとすることを含む。

2　締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者に対して次のものを提供する措置を自国の法律上又は行政上の制度に含めることを確保する。

(a)　関連する訴訟上及び行政上の手続に関する情報

(b)　防御の権利を害しない方法で被害者の意見及び懸念が犯人に対する刑事手続の適当な段階において表明され、及び考慮されることを可能にするための援助